

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 特定調達契約の落札者の決定【子ども家庭局子ども総合センター】2
- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】3
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課】7

北九州市公告第 5 5 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 8 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
子ども相談情報システム構築業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市子ども家庭局子ども総合センター
北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 5 月 2 8 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社佐賀電算センター
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木 1 4 2 7 番地 7
- 5 落札金額
3, 6 3 0 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 3 年 4 月 5 日
- 8 落札方式
総合評価競争方式による。

北九州市公告第 5 5 2 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 8 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日から令和 3 年 9 月 2 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

イ 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市広報室広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

この公告の日から令和 3 年 9 月 2 9 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

令和 3 年 8 月 3 0 日から同年 9 月 2 日までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

ア 別表の番号の第1から第4までの物件

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第6入札室

イ 別表の番号の第5及び第6の物件

北九州市小倉北区大門一丁目6番43号

北九州市立生涯学習総合センター3階ホール

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用してしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与して

いる者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円とする。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書の交付をする場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

令和3年10月27日から令和4年2月25日まで（日曜日等及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

別表

番	売り払う物件	入札日時
---	--------	------

号	所在地	公簿地目	実測面積 (m ²)	最低売却価格 (円)	
1	小倉南区津田新町一丁目1010番2外2筆 (建物付)	雑種地	1,407.66	38,010,000	令和3年9月28日 (火) 午前9時
2	若松区今光一丁目15番5	宅地	277.25	11,590,000	令和3年9月28日 (火) 午前10時
3	若松区今光二丁目6番1 (建物付)	宅地	1,315.13	11,200,000	令和3年9月28日 (火) 午前11時
4	八幡東区東台良町192番18	宅地	195.58	5,500,000	令和3年9月28日 (火) 午後1時30分
5	八幡東区荒生田一丁目1202番13	宅地	347.18	23,610,000	令和3年9月29日 (水) 午前9時30分
6	八幡西区清納一丁目17番1	宅地	1,710.07	80,800,000	令和3年9月29日 (水) 午前11時

北九州市公告第 5 5 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 8 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

チャチャタウン小倉

北九州市小倉北区砂津三丁目 3 5 7 番 2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目 5 番 7 号

代表取締役 林田浩一

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目 1 1 番 1 7 号

代表取締役 倉富純男

(2) 変更後

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目 5 番 7 号

代表取締役 林田浩一

4 変更の年月日

(1) 前項の住所 平成 3 1 年 4 月 1 日

(2) 前項の代表者 令和 3 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 3 年 7 月 2 9 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 1 2 月 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 3 年 1 2 月 6 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第554号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年8月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スピナガーデン大手町
北九州市小倉北区大手町1番8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社
福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
代表取締役 林田浩一

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

西日本鉄道株式会社
福岡市中央区天神一丁目11番17号
代表取締役 倉富純男

(2) 変更後

西日本鉄道株式会社
福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
代表取締役 林田浩一

4 変更の年月日

- (1) 前項の住所 平成31年4月1日
(2) 前項の代表者 令和3年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年7月29日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 1 2 月 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 3 年 1 2 月 6 日までに北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見